

# 国民年金コーナー

～生活を支える方が亡くなったとき遺族基礎年金が支給されます～

国民年金では65歳から老齢基礎年金が支給されますが、不慮の事故などで生活を支える方が亡くなった場合に「遺族基礎年金」が支給され、国民の暮らしを守ってくれます。

## ■支給対象者

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

※遺族年金でいう子とは、①18歳到達年度末(3月31日)までの子、②20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子です。

## ■受給要件

- ・老齢基礎年金を受給していた方が亡くなったとき。
- ・被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなったとき(保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が保険料を納付しなければならない期間のうち3分の2以上あること)。
- ・死亡日に65歳未満で、死亡日のある月の前々月までの1年間に未納がないとき。(令和8年4月1日前に亡くなった場合に限りです)

## ■年金額と子の加算額

遺族基礎年金は781,700円に子の加算額を加えた額が支給されます。子の加算額は1人につき224,900円(2人目まで)、3人目以降は1人につき75,000円となります。

※子が受給する場合の加算額は、2人目以降に子の加算が行われ、前記の加算額を子の人数で除した額となります。

## ■厚生年金の加入者

遺族基礎年金は厚生年金の加入者にも支給されません。受給要件などがありますので、詳細はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

## 成人の歯科健診のお知らせ

町では、10月1日から町内の歯科医院で歯科健診を実施しています。対象の方は、**無料で受診できます**ので、歯周病の予防や早期発見のために積極的に受診しましょう！



### <対象者・回数>

今年度40・45・50・55・60・65・70歳になる方(令和3年3月31日時点の年齢)

※ただし現在歯科医院で治療中の方は対象外となります。治療を継続しましょう。

### <期間>

10月1日(日)から令和3年3月31日(水)まで

※期間を過ぎた場合、健診を受診できませんのでご注意ください。

### <内容>

- ①歯の診察(むし歯、歯周病、歯石の有無の確認など)
- ②歯科指導

### <受診方法>

実施医療機関へ事前に予約をし、①保険証、②小野町成人歯科健康診査受診票(対象者に送付しています。)をお持ちのうえ受診ください。

### <実施医療機関>

- ・野口歯科医院 ☎72-2300
- ・山田歯科医院 ☎72-2140

### <注意事項>

指定された医療機関以外では受診できません。

### 歯周病とは？

歯を支える歯ぐきや骨が壊されていく病気で、放っておくと、**循環器疾患の発症や糖尿病の悪化、脳血管性認知症などのリスクを高め**ます。

歯周病は徐々に進行する病気ですが、初期では自覚症状が少なく気づきにくいもので、日本人の40歳以上の約8割がかかっているといわれています。

☎健康福祉課 ☎72-6934

## がん検診は受診しましたか？

がんは日本人の死因第1位です。また日本人が生涯がんになる確率はおおよそ2人に1人とされています。

がんはほとんどの場合、早期のうちは自覚症状がありません。

町ではがん施設検診を実施しています。7月に送付した「けんしんガイドブック」をご確認いただき、受診されていない方は早めに受診しましょう。

**【大腸がん施設検診実施医療機関が追加になりました】**

- ・さいとう医院 ☎72-2500

受診を希望される方は直接医療機関に予約してください。

☎健康福祉課 ☎72-6934